**局所排気装置等定期自主検査者講習申込み方法について**

①下記申込書に必要事項を記入し、銀行振込控のコピーとともに当協会宛郵送して下さい。

会員事業場で、経理処理上振込が後日となる場合は、申込書の振込先・振込日欄に必ず記入して下さい。

②他の講習等と一括で申込む場合は、申込金明細書にも記入し同封して下さい。

③振込手数料は、貴社負担でお願いします。

④申込は先着順の受付とし、定員になり次第締切りますので、早めに手続きをして下さい。

●この講習会は、受講資格が必要です。

　受講資格の一覧は次ページに掲載してありますので、下記の申込用紙に、該当の番号を必ず記入して下さい。

記入がない場合は、受講できませんので注意して下さい。

また、印のところには、必ず捺印して下さい。

**ＦＡＸまたは電話予約は受け付けておりませんので、ご注意下さい。**

《振込先》

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **横浜銀行・関内支店** | **普 通** | **No.１０６３９９３** | **受取人・受取人住所は**  **下記と同じ** |
| **みずほ銀行・横浜中央支店** | **普 通** | **No．７６２６２６** |

《問い合わせ・申込先》

**公益社団法人** **神奈川労務安全衛生協会**

〒２３１－８４４３　横浜市中区相生町３－６３

TEL　０４５－６６２－５９６５

＊振込の方でテキストを前もって希望する方は、電話で確認のうえ受講票をご持参下さい。

＊受講日の変更・キャンセル　開講11日前までのご連絡・書類の送付をお願いします。

（詳しくはHP　受講キャンセルと受講日変更お手続き変更のお知らせ　参照下さい）

切り取り線

2022年2月度講習より

　 月分

**局所排気装置等定期自主検査者講習申込書**

局排

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 会員番号 |  |  |  |  |  |  | 一　般 |

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会 御中　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※印欄は記入しないこと。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ※受講番号 | 氏　　名 | フリガナ | 該当を○で囲んで下さい（受講資格参照のこと） |
|  |  |  | １・２・３・４・５・６・７ |
|  |  |  | １・２・３・４・５・６・７ |
|  |  |  | １・２・３・４・５・６・７ |

上記の記載事項について相違ないことを証明します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受講料  〃　(会) | @25,000  @23,000 | ×  × |  | 名  名 |  | 円  円 |
| テキスト代 | @3,190 | × |  | 冊 |  | 円 |
| 合　　 計 |  |  |  | 円(消費税等込) | | |

　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

|  |
| --- |
| 事業場名 |
| 振込名が違う場合その名称〔 〕 |
| 所在地　〒 |
| 責任者所属・氏名 |
| 担当者所属・氏名 |
| TEL |

※会員事業場の方で銀行振込控がない場合は下記にご記入下さい。

社印又

は事業

者印

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 振込先 どちらかに〇 |  | 横浜銀行関内支店 |
|  | みずほ銀行横浜中央支店 |
| 振込日 | 月　　 日振込（予定） | |

ご記入いただいた個人情報については、当協会が責任を持って管理し、本講習の的確な実施のためにのみ利用させていただきます。

**受講資格**

１．衛生工学衛生管理者の免許を有する者

２．作業環境測定士の資格を有する者

３．学校教育法による大学、又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後６ヶ月以上局所排気装置、除じん装置、空気調和設備若しくはこれらに準ずる装置の設計、又は検査の実務に従事した経験を有する者

４．学校教育法による高等学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後１年以上局所排気装置、除じん装置、空気調和設備若しくはこれらに準ずる装置の設計、又は検査の実務に従事した経験を有する者

５．局所排気装置、除じん装置、空気調和設備若しくはこれらに準ずる装置の設計、又は検査の実務に２年以上従事した経験を有する者

６．特定化学物質等作業主任者、鉛作業主任者、又は有機溶剤作業主任者の資格を有するものであって、当該作業に１年以上従事した経験を有する者

７．粉じん作業特別教育指導員（インストラクター）の資格を有する者